

2026年1月27日

お客さま 各位

秋田おばこ農業協同組合

特殊詐欺被害防止に向けた「ATM利用限度額」引下げのお知らせ

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、当組合では、お客さまの大切な貯金をお守りするため、被害の未然防止・拡大防止に向けた対策に取り組んでおります。

このたび、警察庁からの要請及び特殊詐欺の急増を踏まえ、2026年4月1日より、キャッシュカードによる1日あたりの利用限度額を以下のとおり引下げさせていただきます。

1 変更内容

ATMでの「お引出し・お振込等」の1日あたりの限度額を以下のとおり変更いたします。

媒体種別	対象取引	変更前	変更後
IC キャッシュカード	IC 取引	100万円	50万円 (※1)
磁気キャッシュカード	磁気取引	50万円	50万円 (変更なし)

※1) あらかじめ設定されている利用限度額から変更されている場合は、今回の引下げ対象外となります。

2 利用限度額の引上げについて

利用限度額の引上げを希望されるお客さまについては、お手数ですが通帳又はキャッシュカード※2・お届け印・ご本人確認書類を口座開設店舗にご持参のうえ、お手続きをお願いします。

※2) キャッシュカードをお持ちのお客さまは、タブレット端末（スマイルナビ）を利用することで、伝票記入の手間を省いたスムーズなお手続きが可能となります。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、大切な資産を犯罪から守るための措置でございます。何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。